

○雲仙市男女共同参画庁内推進会議設置要綱

平成19年4月19日

訓令第14号

改正 平成20年4月1日訓令第6号

平成21年4月1日訓令第11号

平成22年11月8日訓令第9号

平成24年3月13日訓令第2号

平成26年6月26日訓令第9号

平成28年4月1日訓令第7号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、雲仙市男女共同参画庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成に関する総合的な施策の策定及び推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 推進会議の組織は、別表第1のとおりとする。

(会長の職務)

第4条 会長は、推進会議を統括する。

2 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

(意見の聴取等)

第6条 推進会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第7条 推進会議に付議する案件を調査研究し、又は推進会議で決定した施策等に関し必要な事務を処理するため、推進会議の下に幹事会を置き、幹事会は、次の事項を所掌する。

(1) 男女共同参画計画に関する調査研究

(2) その他推進会議から委ねられた事項

2 幹事会に代表幹事を置き、代表幹事は政策企画課長をもって充てる。

3 幹事は、別表第2に掲げる局及び課の長が指名する職員1名をもって充てる。

4 幹事は、会長の命を受け、会務に従事する。

5 幹事会の会議は、代表幹事が招集する。

6 代表幹事に事故あるときは、あらかじめ代表幹事が指名する幹事がその職務を代理する。

7 幹事会は、必要があると認めるときは、会議に幹事以外の者の出席を求め、意見若し

くは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進会議及び幹事会の庶務は、総務部政策企画課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日訓令第6号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日訓令第11号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年11月8日訓令第9号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月13日訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年6月26日訓令第9号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日訓令第7号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

会長	市長
副会長	副市長、教育長
委員	総務部長 市民生活部長 地域振興部長 健康福祉部長 環境水道部長 産業部長 建設部長 議会事務局長 農業委員会事務局長 教育委員会事務局教育次長 会計管理者 監査事務局長

別表第2 (第7条関係)

人事課 市民安全課 総合窓口課 福祉課 環境政策課 農林水産課 監理課 議会事務局 農業委員会事務局 教育委員会総務課 会計課 監査事務局
---